

米国政府との契約における企業倫理及び行動規範

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [責任](#)
- F. [参照資料](#)

[付属書類 1 - 定義](#)
[付属書類 2 - 手続](#)
[付属書類 3 - 人身売買対策](#)

A. 概要

United Technologies Corporation においては、会社及びその取締役、役員及び従業員が、顧客、サプライヤー、株主、競合他社、当社が業務を行うコミュニティ、及び、すべての組織レベルでの従業員を含む当社とのあらゆる関係において最高標準の事業活動を行うことが求められます。これは、当社と米国連邦政府との取引ではとりわけ重要です。米国連邦政府と契約を締結し米国連邦政府から受諾する業務を行うにあたっては、米国連邦政府の契約法令を完全に遵守するような方法で業務を遂行し当社製品及びサービスを供給する公的な義務が伴います。

B. 適用範囲

世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社及びその他の被支配事業体（以下「**営業単位**」）、並びにそれらの取締役、役員及び従業員（以下、総称して「**UTC**」）。

C. 定義

「コーポレート」とは、**UTC** コーポレート・オフィスをいい、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Pratt & Whitney、Sikorsky Aircraft Corporation、UTC Aerospace Systems、UTC Building and Industrial Systems、及び United Technologies Research Center をいいます。「**CPM**」とは、コーポレート・ポリシー・マニュアルをいいます。その他の太字の用語は、[付属書類 1](#)において定義されます。

D. ポリシー

米国連邦政府（以下「**米国連邦政府**」）との契約締結に関する事項を規定する法令は、純粋に営利を追求する企業取引には適用されない要件を課しています。この法令に違反した場合、**UTC** 及び **UTC** 従業員は、民事訴訟又は刑事訴訟、罰金、刑罰、契約解除、合意した契約金額の減額、及び**米国連邦政府**から契約を請け負う資格を一時的又は完全に失うことがあります。違反した場合は、違反を理由として解雇を含む懲戒処分が下される場合もあります。よって、**UTC** の役員及び従業員は、自身の行為、また、直属の部下が本ポリシーを確実に遵守して行為するようになる責任を負います。**UTC** 及び**営業単位**は、最低でも[付属書類 2](#)の要件に対処するポリシー及び手続きを採用し、維持しなければなりません。

E. 責任

- UTC** のシニア・バイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル（以下「**SVP GC**」）が解釈の責任を負います。**UTC** のバイス・プレジデント、グローバル倫理及びコンプライアンス（以下「**VP GEC**」）が2年ごとに要件の見直しをします。
- UTC** のバイス・プレジデント、コントローラー（以下「**VP コントローラー**」）は、内部統制及び監査手続を通常のコントロール・マトリックスに組み込み、かつ、**UTC** の内部監査担当取締役（以下「**取締役 IAD**」）は、**営業単位**レベルでのコンプライアンスを評価するそれぞれの場合において、定期監査（**コンプライアンス監査**（[CPM34:グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム](#)参照）を含む）を行います。定期的な年次財務監査の範囲内で、**UTC** の独立監査人もコンプライアンスを確実にするために、当該管理及び取引を調査します。

F. 参照資料¹

¹ [CPM 2: 障害者、傷痍軍人及びベトナム退役軍人への積極的優遇措置](#); [CPM 3: 反トラスト法コンプライアンス](#); [CPM 5: 対政府関係](#); [CPM 7: 利益相反](#); [CPM 8: 多角化事業契約](#); [CPM 11: 慈善事業への寄付](#); [CPM 12: ドラッグ、アルコール及び薬物乱用](#); [CPM 16: 全社的リスク管理](#); [CPM 17: サービス・ベンダー](#); [CPM 18: 政府開示](#); [CPM 18A: 連邦政府調達規則開示ガイドライン](#); [CPM 19: 平等雇用/積極的優遇措置](#); [CPM 20: 輸出管理及び経済制裁の遵守](#); [CPM 20A: 輸入及び関税法の遵守](#); [CPM 26: Management Oversight of Special Access Programs](#); [CPM 34: Global Ethics & Compliance Program](#); [CPM 35: 指示調達元下請け契約](#); [CPM 36: 電子通信メデ](#)

付属書類 1：定義

関連会社とは、次の事業体をいいます：

- 言及された事業体に対し支配権を行使する事業体;又は
- 言及された事業体が支配権を行使する事業体;又は
- 言及された事業体とともに、他の事業体の共通の支配のもとに存在する事業体

ビジネスギフトは、[CPM 48A:ビジネスギフトの提供](#)において定義されます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- 事業体の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、事業体の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、事業体の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

雇用は、[CPM 48C:現職及び元政府職員並びにその親族の採用](#)において定義されます。

事業体とは、「営利目的」か否かにかかわらず、企業、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、信託、又は同様の事業体、その他の組織をいいます。

ロビー活動は、[CPM 48D:ロピイスト](#)において定義されます。

慈善事業寄付は、[CPM 11:慈善事業への寄付](#)において提供されます。

政治献金は、[CPM 5:対政府関係](#)において定義されます。

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに限定されない当該個人の近親者又は親戚をいい、
- 事業体に関しては、事業体の関連会社をいいます。

スポンサー旅費は、[CPM 48B:第三者旅費提供](#)において定義されます。

第三者とは、

- 個人に関しては、UTC 又は UTC の関連会社の従業員ではない個人をいい、
- 事業体に関しては、UTC 又は UTC の関連会社ではない事業体をいいます。（明確にするために記すと、本ポリシーの解釈上、UTC の合弁会社パートナー及びベンダー、並びにそれらそれぞれの関連会社は、第三者となります。）

米国政府マーケティングは、[CPM 48E:販売代理店及び非従業員販売員](#)において定義されます。

米国政府販売は、[CPM 48E:販売代理店及び非従業員販売員](#)において定義されます。

米国連邦政府職員は、[CPM 48C:現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)において定義されます。

ベンダーとは、UTC への原材料若しくはサービスの現在の若しくは将来の第三者契約相手方、又はサプライヤーをいいます。

付属書類 2：手続

- A. UTC は、[CPM 34:グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム](#)の要件を満たす**米国連邦政府**契約コンプライアンス・プログラムを維持しなければなりません。**取締役 IAD** は、**米国連邦政府**契約締結法令及び本ポリシーの遵守を監視する監査機能を確立及び維持する責任を負います。
- B. **米国連邦政府**と直接契約を締結する**営業単位**、又は **UTC** の製品及びサービスを**米国連邦政府**との契約に基づいて供給するために他者が直接若しくは間接的に締結する下請契約のために業務を履行するすべての**営業単位**は、本ポリシー及び**米国連邦政府**との契約を規定する法令を確実に遵守するために、現行の具体的手続き及び指針（これらに関して伝達される内容及び研修プログラムを含みます）を守らなければなりません。当該手続き及びポリシーは、具体的な指針及び手続きの各項目を実施する責任を負う部署を明示的に規定し、その指針及び手続きは、少なくとも、本ポリシーに規定される内容及び以下の事項を対象としなければなりません。
- **UTC** は、**米国連邦政府**の契約法令の文言及び趣旨、並びに、**UTC** が受注した**米国連邦政府**との契約及び下請け契約の条件に従うこと、
 - **UTC** は、**米国連邦政府**との契約又は下請け契約の受注を求める時、及び、当該契約又は下請け契約を履行する時、顧客に正確な情報を提供すること、
 - **UTC** は、**米国連邦政府**との契約又は下請け契約を求める又はこれを履行する過程で提供される証明書及び表明の正確性を確実にするためにデューディリジェンスを行うこと、
 - **UTC** は、適正価格で**米国連邦政府**に高品質な製品及びサービスを提供すること、
 - **UTC** は、損失、安全を危うくすること、不正な開示、流布又は複製を防止するため、常に、安全保障、機密、調達機密又はその他の管理情報を保護すること。安全保障、機密、調達機密である又はその他管理下にある**米国連邦政府**の情報は、その公開が許可されていないと信じる事由のある状況においては直接的又は間接的にも、いかなる発信元からも受領されるべきではない、
 - **UTC** は、競合他社の専有情報又は**米国連邦政府**の供給業者選定情報を不当に懇願又は取得しないこと。**UTC** は、政府調達に関する専有又は供給業者選定情報を直接的又は間接的にも、求め又は受け入れないこと。契約受注後に、そのような情報は、情報公開法（Freedom of Information Act）に基づく要求のように、政府に対し直接請求して求めることができる、
 - **UTC** の従業員は、**米国連邦政府**の勧誘書、明細書又は評価基準を作成し、**米国連邦政府**にそれを匿名又は内密に提出することをしてはならず、従業員又は **UTC** が選任する**第三者**に組織的又は個人的な利益相反を発生させる活動に参加することもしてはならない。連邦政府調達規則サブパート 9.5 を参照。
 - **UTC** は、将来の契約に関する費用概算に役立てる、又は、契約交渉及び管理に役立てる必要に応じて、既存契約に関する支払いを求める根拠として要求される場合、**米国連邦政府**に対し費用を正確にかつ継続して見積もり、累算し、かつ、報告すること、
 - **UTC** は、適切な勘定に、当該勘定の予算の状況にかかわらず、すべての労務費及び材料費を正確に記録すること。**UTC** は、労務費又は材料費を不適切に、又は、誤った勘定に記録すること、直接契約労務を諸経費又は間接費勘定に記録すること、タイムカードその他の記録の改ざん、又は実施されていない業務（契約又は下請け契約により認められた資金供給支払い以外で）を請求することなどの不正を容認しないこと、
 - 法令により要求される場合、**UTC** は、**米国連邦政府**に対し、価格合意日時点の最新、正確で、かつ、完全なすべての費用又は価格資料を、要求された場合は、それが最新、正確で、かつ、完全であることを証明しつつ、書面により開示し、又は明確に示すこと。「費用又は価格資料」の定義は広義に解釈され、事実のみならず、経営上の意思決定、見積もり（立証可能なデータに基づく）、及び、価格交渉に重大な影響を及ぼすと合理的に予測されるその他の情報も含む。
- C. **UTC** は、金額が適正で、政府規制に基づき明確に許容されうる、又は、当該費用が許容されうるという誠実な信念を持つ費用のみを、**米国連邦政府**に対し償還要求します。例えば、**ビジネスギフト**は、明確に許容されません。費用が許容されるか否かに関する詳細な説明は、**UTC** の財務マニュアルのセクション 29.29.8 に記載されています。

- D. 要求された場合、UTC は、当社製品に対する品質管理仕様及び検査要件に遵守していることを証明します。当社のポリシーは、すべての契約要件を満たす高品質な商品及びサービスを納入し、顧客に当社製品への最高の信頼を与えることです。UTC は、当社商品及びサービスの品質と同様、その商品を製造しサービスを提供するために行われるその工程の質にも焦点を当てています。要求される検査の不履行、又は検査手順若しくはデータの操作などの不正を容認しません。
- E. 米国連邦政府職員に申出される若しくは与えられる、又は、いかなる方法によっても米国連邦政府契約に関連するすべての政治献金 ([CPM 5: 対政府関係](#))、慈善事業への寄付 ([CPM 11: 慈善事業への寄付](#))、ビジネスギフト ([CPM 48A: ビジネスギフトの提供](#))、及びスポンサー旅費 ([CPM 48B: 第三者旅費提供](#)) は、前述のポリシーにより許可され、その厳守において承認された目的のためにのみ提案、提供されなければなりません。UTC 従業員は、いかなるビジネスギフトも要求してはならず、それが誠実なものであり、[CPM 7: 利益相反](#)を厳守して承認及び開示される場合のみ、米国連邦政府との契約に関連するビジネスギフトを受領することができます。
- F. 現職又は元米国連邦政府職員との雇用に関する話し合い及び申出のすべては、[CPM 48C: 現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)を厳守しなければなりません。
- G. 米国連邦政府との契約又は下請け契約に関係する材料又はサービスを提供するために（その方法を問わない。）選任されたベンダーは、米国連邦政府との契約に関連する法令及び本ポリシーと一致する条件に準拠することが契約によって要求されなければならず、かつ、各当該契約には、米国連邦政府との契約又は本ポリシーに関連する法令違反があった場合には契約が終了することを明示的に規定しなければなりません。いかなる方法によっても米国連邦政府との契約に関連するロビー活動 ([CPM 48D: ロビイスト参照](#))、又は、米国政府マーケティング若しくは米国政府販売 ([CPM 48E: 販売代理店及び非従業員販売代理人参照](#)) を提供するために選任されるすべてのベンダーは、前述のポリシーを厳守して選定、審査、保持、監視及び管理されなければなりません。
- H. 米国連邦政府は、人身売買及び人身売買活動を決して容認しない方針を採用しています。[連邦政府調達規則パート 22.17](#) を参照。当該規則に定める通り、UTC、その従業員、ベンダー及びベンダーの従業員は、その契約履行期間中に人身売買又は人身売買に関連する活動に従事すること、その契約履行期間中に商業的性行為をあっせんすること、又は、契約の履行において強制労働を利用することを禁じられます。これに違反した場合、米国連邦政府との契約又は下請け契約履行者としての地位からの解任、給付削減又は雇用が終了する可能性があります。UTC 及びその従業員は、[付属書類 3](#)に記載する UTC 人身売買対策コンプライアンス計画を遵守しなければなりません。
- I. [米国防衛産業の倫理と行動規範 \(Defense Industry Initiative on Business Ethics & Conduct\)](#) の調印者として、UTC は、法的要件及び契約上の要件を遵守していないことが確認された時に適切な開示を行うため、及び、適切な是正処置を取るために、米国連邦政府の調達法を遵守することを誓約しています。開示は、[CPM 18: 政府開示](#)に従い行われます。UTC は、米国及びその他の政府の安全、租税、国際貿易、環境その他の適用法令に基づき、当該法令に基づき策定されたその開示手続きを遵守し、その開示責任を果たします。
- J. 各取締役、役員、従業員及び代表者は、UTC の倫理規定、その実施補足条項及びポリシー、又はあらゆる法令の実際の又は疑われる違反を UTC に開示する個人的責任を負います。そのような報告は、通常、正規のマネジメント・チャンネルを通して直属の監督者に、又は倫理及びコンプライアンス責任者 (ECO) に行われなければなりません。ただし、代替の、秘密の報告機構が利用可能です。従業員は、UTC オンブズマンに連絡し、懸念、問題及び質問事項について意見を述べる若しくは話し合う、又は UTC の最高管理者レベルと情報を共有することができます。UTC は、違反となる又は違反が疑われると合理的に信じる事項を報告した者に対し報復することを禁じます。[CPM 56: 非報復](#)を参照。さらに、UTC は、業務内で使用されるポリシー又は慣行に関して誠意を持って懸念を申し出た従業員に対して報復することも禁じます。ただし、不適切な行為を報告する、これらの報告手段の使用は、不適切な行為への関与に対していかなる者についてもその責任を免れさせるものではありません。
- K. 米国連邦政府との契約（又はその下請け契約）を履行するにあたり、次の注意が当該契約／下請け契約のもとで働く UTC 従業員に与えられます。

10 U.S.C. §2409 及び 41 U.S.C. §265（その後の改訂を含む。）に従い、UTC は、アメリカ合衆国防総省（DoD）契約の重大な管理の誤り、DoD 資金の多大な浪費、公衆衛生若しくは安全への現実かつ特定の危険、又は DoD 契約に関連する（契約獲得競争又は契約交渉を含む）法律に違反すると従業員が合理的に信じる情報を法律に規定された米国政府職員に対し開示したことに対する報復として、その従業員を解雇、降格その他の差別することはありません。これらの法律の対象となる従業員は、DoD 連邦政府調達規則附則、サブパート 203.9 及び連邦政府調達規則サブパート 3.9 に記載される報復の訴えを提起することができます。

その他の連邦、州又は地方の法律に基づき、及び、2009 年アメリカ復興・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）（以下「復興法」）のセクション 1553 に従い従業員が有する権利に加え、UTC は、従業員が、議会、州又は米国政府規制機関又は取締機関、従業員に対する監督権限を持つ者（又は不適切な行為を調査、発見又は終結させる権限を持つ雇用主のために働くその他の者）、裁判所又は大陪審、連邦機関長、又はそれらの代表者に対して、（1）「対象資金」に関係する機関契約又は助成の重大な管理の誤り、（2）「対象資金」の多大な浪費、（3）「対象資金」の実施又は使用に関連する公衆衛生若しくは安全への現実かつ特定の危険、（4）「対象資金」の実施及び使用に関連する職権乱用、又は（5）「対象資金」に関連して発注又は発行された機関契約（契約獲得競争又は契約交渉を含む）又は助成に関連する法律、規則、又は規制違反の証拠であると当該従業員が合理的に信じる情報を提供したという理由で、いかなる従業員に対しても報復することはしません。「対象資金」とは、充当資金、その他復興法により入手可能となるものにより後援される契約、助成その他の支払手段に基づき提供、要請又は要求される金員又は資産のすべて又は一部をいいます。次の情報は、連邦政府調達規則サブパート 3.907 に従い提供されます。

- 対象資金に関する情報を提供したために報復されていると合理的に信じる従業員は、業務が履行された連邦機関、又は業務に資金を提供した連邦機関の監察官の長に不服申立を行うことにより救済を求めることができます。監察官の長は、申立を調査し、当該機関に報告書を提出する責任を負います。
 - 当該機関が従業員の申立に理由があると認めた場合は、（a）報復を排除するための措置を取るようその会社に命じ、（b）報酬（遡及的給与を含めた）、補償的損害賠償、福利厚生、その他、当該報復が行われなかった場合にその立場の人に適用されたであろう雇用条件とともに、その報復前に当該従業員が就任していた職に復帰させるよう命じ、及び／又は（c）当該報復に関する不服申立を行うことに関連して当該従業員が負担した、当該機関長又は管轄裁判所により決定されるすべての合理的な費用及び経費（弁護士費用及び専門家証人にかかる費用を含む）の総額に相当する金額を会社が当該従業員に支払うよう命じます。
 - 当該機関が申立を拒否する、又は、210 日以内に最終決定を下さない、又は、決定を下すことを拒否する場合、当該従業員は、適切な連邦地方裁判所で得られる可能性のある補償的損害賠償その他の救済を求めて民事訴訟を提起することができます。
- L. 本ポリシーの実施又は法令要件に関する質問がある場合はすべて、必要に応じて VP コントローラーと密接に働く VP GEC/被指名人、又は BU 政府契約コンプライアンス・カウンセラーに問い合わせます。材料費及び労務費の請求、**米国連邦政府**との契約及び下請け契約にかかる直接及び間接費の許容性、計上可能性及び妥当性に関する質問は、UTC コントローラーの助言の下活動している UTC 政府会計ポリシー委員会（GAPC）の当該ユニットのメンバーに問い合わせます。GAPC は、SVP GC 及び VP GEC と密接に働きます。

付属書類 3 : UTC 人身売買対策コンプライアンス計画**A. ポリシー**

米国政府は、本条項の人身売買関連活動を含む、人身売買を禁止するポリシーを採用しています。米国連邦政府契約又は下請け契約を履行するにあたり、**UTC** 及びそのベンダー及びそのベンダーの従業員は、

- (1) 深刻な態様の人身売買を行わず、²;
- (2) 商業的性行為をあっせんせず、³;
- (3) 強制労働を用いず⁴、
- (4) 発行機関がいずれであるにかかわらず、パスポート又は運転免許証のような従業員の身分証明又は出入国管理書類を従業員が入手する機会を抹消する、隠す、没収する、その他の方法で使わせないようにすることをせず、
- (5) 従業員の採用又は雇用の申出を行っている間に誤解を招く行為又は詐欺的行為を行わず（例：当該労働者が入手できる形式及び言語で基本情報の開示をしない、又は、賃金及び福利厚生、勤務地、居住環境、住宅及び関連費用（雇用主又は代理人が提供又は手配する場合）、従業員が負担する相当の費用、並びに、該当する場合、その仕事の危険性などの、雇用の重要条件に関して、従業員採用活動中に重大な虚偽を行うなど）、
- (6) 採用活動を行う国の地方の労働法を遵守する採用担当者を使用し、
- (7) 従業員に採用経費を支払わせず、
- (8) 以下に対する雇止めの際は、戻りの交通手段を提供し、又は戻りの交通費を支払い、
 - (A) 業務が行われる国の国民ではなく、かつ、**米国連邦政府**との契約又は下請け契約に関連した業務を行う目的で（米国外で履行された契約の一部のために）当該国に入ってきた従業員に対して、又は
 - (B) 米国国籍を持たない、かつ、**米国連邦政府**との契約又は下請け契約に関連した業務を行う目的のために米国に入国した従業員に対し、当該費用の支払いが既存の臨時職員プログラムに基づき、又は、従業員との書面による合意に従い必要となる場合。ただし、以下の場合を除く—
 - (C) (8) 項の要件は、以下の従業員には提供されない—

² 「深刻な態様の人身売買」とは、(1) 商業的性行為が暴行、詐欺若しくは威圧により誘導される場合、又はその行為を行うよう誘導された人が 18 歳未満である場合の性的な人身売買、又は (2) 自らの意思に基づかずに苦役、奴隷的労働、借金の返済のための労働又は奴隷状態に服させる目的で、暴行、詐欺又は強制手段により、労働又は役務に服させるために人を募集し、かくまい、輸送し、提供し、又は収受することをいいます。

³ 「商業的性行為」とは、その対価として人に何らかの価値が提供され又は受領される性行為をいいます。

⁴ 「強制労働」とは、以下の手段により、そうと知りながら、人の労働又は役務を提供又は取得することをいいます—

- (1) その人若しくはその他の人に深刻な危害を与えるとの脅し、又は、その身体を拘束する手段、
- (2) その人が当該労働又は役務を行わなかった場合、当該人又はその他の人が深刻な危害又は身体的拘束を被ると信じさせられるような陰謀、計画又は様式的手段、又は
- (3) 法律又は法的手続きの濫用又は脅迫の手段。

- (i) 採用された国に残ることが法的に認められる、かつ、それを選択する従業員、又は、
- (ii) 契約機関の権限を持つ職員により、戻りの交通を提供する、又は、戻りの交通費を支払うという要件を免除されている従業員。

(9) 採用国で被害者サービス若しくは法的救済を求める人身売買の被害者に対し、又は、人身売買に関連する強制行為の証人に対し、被害者サービス、法的救済又は証人活動を妨げない方法で、戻りの交通を提供する又は戻りの交通費を支払う。

(10) 受け入れ国の住宅及び安全基準を満たす住宅を提供又は手配し、並びに

(11) 法律又は契約により要求される場合、雇用契約、採用契約、又はその他の必要な仕事に関する書類を書面で提供する。当該仕事に関する書類は、その従業員が理解する言語でなければならない。当該従業員がその仕事に従事するために転居しなければならない場合、当該仕事に関する書類は、その従業員が転居する少なくとも 5 日前には渡さなければならない。従業員の仕事に関する書類には、職務内容についての詳細、賃金、募集手数料の請求をしないこと、勤務地、住宅及び関連費用、休暇、往復交通の手配、苦情処理、及び、人身売買を禁じる適用法令の詳細を含むがこれに限定されない。

B. 違反

本ポリシーに違反した場合、契約履行者としての地位からの解任、給付の削減、又は雇用若しくは下請け契約が終了する可能性があります。UTC は、UTC 従業員、ベンダー又はベンダーの従業員が上記のポリシーへの違反行為を行っている疑いがあるという、あらゆる情報源（受け入れ国の取締機関を含む）から受領した信頼できる情報を、直ちに米国政府契約担当官及び米国政府機関監察官に知らせます。

C. 報告

従業員、ベンダー又はベンダーの従業員は、次の手段を通じて、人身売買を禁止するポリシーに矛盾する活動を、報復の恐れなく、報告することができます。

- あらゆる組織上の報告経路、
- 法務部、
- 倫理及びコンプライアンス責任者（ECO）、
- 人事部、
- UTC オンブズマン、又は
- グローバル人身売買ホットライン、電話：1-844-888（通話料無料）、及び電子メールアドレス：
help@befree.org。

備考：10 U.S.C. 2409 は、米国国防省の契約者及び下請け契約者が、国防省契約の重大な管理の誤り、国防省資金の大きな浪費、国防省契約に関連する職権乱用、国防省契約（契約獲得競争又は契約交渉を含む）に関連する法律、規則若しくは規制の違反、又は公衆衛生若しくは安全への実際の及び特定の危険の証拠であると従業員が合理的に信じる情報を開示したことに対する報復として、その従業員を解雇、降格する、又はそれに対しその他の差別を行うことを禁じています。開示は、議員又は議会委員会の代表者、監察官、米国会計検査院、契約の監督若しくは管理に対し責任を負う国防省職員、司法省若しくはその他の取締機関において権限を持つ職員、裁判所若しくは大陪審、又は不正を調査、発見、若しくはこれに対処する責任を負う契約者又は下請け契約者の管理職員その他の従業員に行うことができます。本サブパートのいずれも、法律による別段の定めがない限り、機密情報を開示する権利を与えるものではありません。

D. 人材募集、賃金及び住宅

UTC は、訓練を受けた従業員を有する人材会社の使用のみを許可し、従業員に募集手数料を請求することを禁止し、かつ、賃金が適用される受け入れ国の法的要件を確実に満たすようにし、又はそれとの相違がある場合、その

理由を説明します。**UTC** は、米国**連邦政府**との契約又は下請け契約を履行中に住宅を提供又は手配しようとする場合、**UTC** は、その住宅が受け入れ国の住宅及び安全基準を確実に満たすようにします。

E. ベンダー

UTC は、すべての段階において、**ベンダー**が人身売買に従事することを禁じます。**UTC** は、そのような活動に従事している**ベンダー**との契約を終了させることができます。**UTC** は、上記ポリシーへの遵守を保証するために、**ベンダー**が、米国**連邦政府**との契約及び下請け契約に基づき業務を行うよう求めます。